△当村矢禮　　同書

一弓矢禮之事　法切目ハ法師のめく前
竹を的の前かゝふ向く前竹前ハ義
をうれ肩ぬ入三寸平ちうはくゝひ春
のあひ法師ちをを立ハ孫ハをはめ人を
自身法師ををを引て物ハおのめく蟬
をを肩をぬきて射前ハ甲矢を失
ちをを法の射ハ甲矢を射てし矢をゞ不
射ちく初を入三度ばうちををてはくをし
前ちの法師ををく立時法ちをを立也
又前ちしををて矢ををハ法ちをし矢射
てを裏を射を法師を物をするを度年
の矢ハ物を法師を可有

て長生時に法華経を唱へまいらする事なり
の在り所の法華経を可有

一法の切紙に云ふ様を授ける祖師なり是を
引きうり長て中を矢に射ても法華経を持
自然法華経をいで無量の法を法華経も持
て有る也 相伝の如く神妙にて矢を射
切紙をぶりの長て有る人は暗中の如
なる法門を為る射る前の矢は矢を射
る時も矢を射て祖を通る川
ふちに法華経を有て ちを射
ふちを文前に出矢を法切の時は
法華経を長生成仏する法華
経神妙にある事

一法切紙に法華経の中に地獄すう所
に成一度ふて有に二度もすりぬきて
矢を文前に出切紙を示すに祖
を矢にて有ふ様に法華経祖
で経二つ以上に法華経を有に同じのさ
はまを夜まを経を祖を入る事
二つ以上に法華経を有て

一弓矢を射る時は右の手を出すべき事

一弓矢を射る時は右の手を出すべき事

一弓矢を射る時は右の手を出すべき事

一歩行の矢様の事

一弓矢を射る時は右の手を出すべき事

一 城郭にてくちをあけ敵をまねく
ることあるべし 敵を入て後
をとて 畏て後の矢を射て 是
矢の内め 常 大なるかての 的乃 射矢
ばいくらもの 矢を射 の後の人
も 敵 ことくちを 敵 ばいかも
さ およひくちを 矢 足 敵 ば
敵 入 ハいづく ふても 矢 同
てたれ

一 ものをいふ内もちの 敵 つれ 敵 入て 足
跡 ゆり 畏て 法 れてまく
て 射 ゆり 敵 法 ので
く 行 法 常
法 て 敵 法 畏 た
内 の 法 法 切 法
ものを 法 敵 法 法 施 て
ふ 法 法 法 法 法 法

一 ものをいふ 敵 法 法 弱
法 敵 法 法 法 法
弱 の 法 法 入 法 集 て 法
法 法 法 法 法 法

一 ものの 敵 法 前 後 の 敵 法 法 法

弾の下げを始くこと四人切を終てを過

一五月の神祇の交前後の衆徒のめくみたる
行五月のうの祓つる祇洛のめく前行
を知て何いつものめくまずに又注を黄
三中法ばかりを五月法と何れ何れて
ちの祓はを去ちの文く黄流を去ちの五月
と云共前行はまた行行行行行行行を去と
とと云黄祇ちる角ちなる

一神祇ちの祓つ祇祖時祓ちみ角ぶ
を行祖を入を是を去ちてはをひ除法
物ものを去を又是端と初めて
ちの祓をつ祇祖を行て祓黄式の角を
祖を入て是を同ちを祇ちを祓月月
ちの角を矢を去を元衆角る和を内和
の角神祇をを行祓ちつ流の法ちの
祓の去ちを角ちを祓ちを祓ちと祓ち
ちの祇ちの祓ちを去ちはを去ひ矢
祓の法祓角を前ちに祓角を法可
祓ちを

初うち射たる矢を射直して立直す

射方

一弓の中の事

弓を打揃て引まハしの上のて
ゆ立うち先射て射る事立て射る同
前之事射直て後矢有之ハ直ちに
同のとおりひつゝ形の四ツ巻さるべい
袖ゝも紙ゝ袋ゝ大方ひつゝ形ゝ
矢ハ射ゝとゝ弦中ともいさるべし
もつとも又ひつゝ形の矢射のしきゝ
形ゝ射ゝとする所ハ弦巻にて可得

一弦矢負れるゝ次第又ハ矢数ハ
ゝ袖ゝ入ゝ通ゝ矢ゝ合ゝ
矢ゝ有ゝ矢ゝ世ゝ初めて解紐ゝ射ゝ
添ゝ射ゝ矢ゝ負ゝ矢ゝ射

一衝立ゝ射ゝ人ゝ衝立ゝ衝立ゝ事ゝ
ゝ時ハ射ゝ矢ゝ有ゝ射

一切腹ゝ射ゝ屏ゝ射ゝ射ゝ後ゝ
ゝ起ゝ人ゝ甲ゝ通ゝ射ゝ
の下ゝ通ゝ射ゝ射ゝ射ゝ
掛ゝ神ゝ射ゝ法ゝ有ゝ一ゝ
ゝ秘ゝ秘ゝ他ゝ人ゝ通ゝ

[illegible]

一偃月乗り様ハ当世よく村にて後ハ
追乗る法ハ人はいたすまじ　甲乙ハ追の時さだめ
の下より出る所は自然に法ハ乗る事法ハ東国ニて
掛る時ハ我事ハ法と存する事一段と
乗るゝ様つれ廻し上にて是を遠ひ公時ハ
法とらぬれ候く、我らにハ寄つくると
一口付して其の口より様取る事の方の法輪
の府の事と三足の目にハ当るへて本にも乗
其上の手足にて御馬もはいたき法指
むれく右のめく聊乗りて付ます奥の時ハ
乗る手段とハ其様のやう法ハ同じの法と
一同法地の文字うけ所の如く自然和国の法
手の外ハ右の外にて右のめく手とも多にハ
御出よりとりてもく日に物取をハ東国の法
乗る手ハ三足の門の事多く右のめくてす三足
上の手ハ大工手足より文乗る法ハ
しらひハ申すハすゝ之家の事と申すと存
ひより
一東国の法輪手にて申す所は三足をて御馬は
をいて左の御く変乗するてすると
て其の時は本の候下御肘乗て遥す

一未開の法師ばかりなれば学問はさらぶ法師ばかりなれば
ようく云ふ事なく云ふ変化すれてすむと
て無の射をおぼえる時分にて通すす
前を付ぬ者はすくなし学問を成実
一法さらのことなれのりをもつて法師ばかり
ふるまりてばかりの法をばうちかたぬ法師とは
ばかりの法をば法師ばかりとは
ちとなるべき物なれば法師ばかりの法
をばかりて五九九引に成ぬ者の法
をば無く弾き物なれば又祖父の法に成た
らばうつむきくれこまはれば二まはれば
うつ成ぬ者の法師ばかりは〇〇成て踊
たくはりたくひて問のめ地ふてすると
はくはに成ぬ者ばかりなれば
まるまるまるめて乃至変成
一祇園会てる射の人の時矢をは長の射
成ぬ者は仕ぬ者ばかりの時矢をと成る変
あるべつひる矢とさしてばかりなる者も
人の度ごとに成の射をさしてと
してちとなるまはまるべ中人足酒と
て物の祝成ふとうなて立ばかりの射と

[illegible]

一貴人参内の時分[illegible]

一被官の者[illegible]

一上臈の人[illegible]

わかとうの新おてうち一矢の人をまぶ所
ぶてもうたてかこ[illegible]ゆる者

一うち矢つ仕く祖付うちをゆ[illegible]ぶ[illegible]
わるハ祖をうずして迯て迯て四て畏仕矢
前うはゆ[illegible]ぶ句御矢の射て矢の人を
毎をとを仕ケ人めこケ人ハ立人ハ矢ゆ者ハ
前射をかとつめうを矢の人のをとかて仕合御
射る向未射るゆ[illegible]ぶ矢をづめ前うゆ射射をう
こ矢の人ハこを矢ハ[illegible]ふ仕ゆ射の射や

一鳳の射体法矢ををひつる射の矢我
ふ[illegible]ち端中[illegible]射中矢矢人ゆる事
とふ射矢矢射者御の射ゆ人
射ハ一ハ稽古のゆ[illegible]ち射

一時の射手稽ゆ矢をを矢矢の時
ふるゆ[illegible]ち構て動ゆ[illegible]矢を当て射
ら[illegible]ゆ[illegible]ち[illegible]ハ矢の[illegible]ハ御矢
法をゆて[illegible]矢を射[illegible]射[illegible]て稽射

一切[illegible]をはくをひすゆ[illegible]ぬ[illegible]
ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

一弦のかけゆる射ハ二矢言射ゆ[illegible]
射ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

行るゝ事

一弾のかける時ハ二ツ三ツ続けざまに
射ちかけるべし 左右の法螺の音にて
一弾の法の解るゝ事ハ甲矢射の時ハ紙
巻てとゞめし矢の時ハ藁の法螺にて
直巻法螺にて射

一自分ハ射ること出来ぬ者ハ射て
貴ゝ矢の時ハ藁の法螺にて
の射ハ甲矢にて矢所落
の射ハ甲矢にて裏ゝ射て裏ゝ落
の射ハ甲矢にて矢ちがひ所の射ハ
とゝ射て裏ゝ裏ゝ射て裏ゝ位置
ゆるゞの時ハ直巻法螺にて

一前の射ハ甲矢にて矢ちがひ所の射ハ一人
ゝ射るゝ者ハ射て裏ゝ位置の者人
前のおくの矢をとるべし

一貴人矢ハ元ゝ矢の射ハ矢所の射ハ後
の射ハ第ゝ射て裏ゝ裏ゝ矢人
射ゝ矢ゝ裏ゝ裏ゝ

一うとゝ矢ハ前ゝ矢ハ祖と矢て
ゝ射ゝ裏ゝ裏ゝ射ゝ裏ゝ裏ゝ
射ゝ裏ゝ裏ゝ射ゝ裏ゝ裏ゝ

一弓を取直し給ふ時に三足立ならば袖をおろして
又御前の時にてあらば膝をつかずして又
膝をつき給ふならば胸をかたむけて膝をつきて
らせ給ふならば右の足を踏出して弓を持立給ふならば
又左の足をとゞめて左膝をつき給ふべし
御そらの袖をもつて弓の袖をもつてして矢をつがふ
又足をとゞめざる時は弓取をもつて弓の袖と
ともにしづかにつがふべし

一三足の内にて弓取なほし矢をつがふべし
袖をおろすべし

一三足のうちならば袖を下ゲ其のまゝ弓を持て
弓の袖を立て左の足にて矢の時も同右の足を
踏出して弓を左の足にて膝をつき三足
又をれてかの手をもつて法の袖を持かけて
膝を上て一寸ほど向ひて左手にて矢を
てもつ袖をもつて膝を取りて中指の前の矢
弓の太刀の持手の前を取りて袖を取り持つ
手をかけて矢を持て袖又中指の後の
の持手は弓をとゞめて前のゆがみを直し取り
て取持ひとつのたゞひとつ同じ

一引取の時はおりてかゝり矢をとりて持をとりて

てて最初のひとのたいさひに同ちうと

一引物の事

ゆるさんと矢を射て射出す矢の長さ矢尾まで
五尺五寸中とい祖さて有之時は
ゆるさんと有之時の事射出す仕矢
と右ようにして射出す板をとて引出し
なを十文字ふうに板をとて同じ寸
長さ寸尺の射出矢をとりて裏又
色々有之時は矢をとりて裏又
ゆるさんと矢尾に結ぶ矢に結ぶ矢
射出す矢をとりて矢の結ぶ時に有る中
結ぶの結び射出す矢の長さ矢尾まで
ゆるさん大命に成りて裏又七文甲矢
らす射出す矢尾結ぶて裏

一弓射る時の事

うて祖とて海老引のうしろ結ぶを
とれば祖を入て裏結ぶと矢尾
のうしろ結び同じ合流に合流して
矢尾の文書に成りて右に

一与力なる時の事ハ与力の事ハ[illegible]
うて祖をなし[illegible]
とする人祖を入て[illegible]
のなれて[illegible]
[illegible]の文書[illegible]
又法を[illegible]
和[illegible]

一[illegible]
の[illegible]

一[illegible]

[illegible]
法とふ[illegible]
[illegible]

一法の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一法の切事ゆゑ浮の法のゆゑ切紙
とゆるすべし祖と又うと授ふて義
とうして法とぬきて又うと之あるべし
為深てなの切とて戒てゆるして事の為後
ゆるして為深てはくて切紙又事あはるる切
たゝう校と法切て為深又うと授ふて御
為深て相法を一切者とて為深今うの道
命ゆゑ同て為深法のとうるべきる者
法切と為深ゆゑ校とはたのあ
ありまく法でく祖と切て為深ふのあ
ちうこゆ又うこて為深又法をて立ふ足矢
命ゆゑして為又ゆる者とれとゆゑも
相矢と為深て為祖ゆゑるべ

一同法切く神とかるゆゑ切ぬの法て
ゆるとゆゑとゆゑれば法法之相祖と法法
とうとおゆゑふて為深為ゆゑ同
又ゆゑかるゆゑば矢ゆゑ為深て祖ゆ
と法と為ゆゑふて法ゆゑ

一同相為ゆゑ又法ゆるうゆゑて法に
ゆゑ為ゆゑ為ゆゑ為深事為為
ゆうと又ゆゑ校と法ゆゑ法ゆるうゆゑ

[illegible]

一甲矢とゝぐる事
矢ふれ申ゝ先射手地ゝ立て畏て

一矢とゝ射手射手の畏あるとゝ射に
二つゝ八一ゝ一つゝ一ゝ常ゝ射手矢
とおて行ゝ射手のゝ扇ゝ扇ゝ
ゝとゝのゝて射手地を押上ゝ射手の方
とゝしゝゝ

一矢とゝ矢ゝ矢ゝ行て可畏ゝ板
射手ゝ矢ゝ行ゝ射手ゝ板

一自行射手ゝ射てゝ射手ゝ立てゝ矢ゝ
て後ゝ射て可射

一射手ゝ射てゝ射手ゝ刀ゝ
てゝ射手ゝ射てゝ射手ゝ
射て射手ゝ射て畏ゝ

一弓張ゝ弓ゝ弓ゝ射手ゝ射手ゝ
地ゝ弓ゝ射手ゝ射手ゝ
射て射手ゝ射て畏ゝ

辰刻ゝ射手ゝ射手ゝ射手ゝ
射手ゝ射手ゝ射手ゝ

一弓場ゝ射手ゝ射手ゝ射手ゝ

新て被成下置候ハ、ハ、
反古紙の取実の事、
一、屠場よりけがれ物を出さるゝ事
無之様ニ可致事
一、法の御事ハ、御法令ニ背き候ものハ、
法令ニ背き候ものハ、
御法の事ハ、
て対し、相事なる事

一、失礼之儀ハ、
可同也、
鹿苑院殿義満御事
海外代将軍家之
書翰ハ、
人師傅ハ、
相之者也

以上五拾一ヶ條

右之一軸、
代也、
能人ハ、
人照ハ、

右之一軸先祖家相伝之神書相承
代是迄之為ニ為ニ念記置之也後之
世人親子之分相伝之事不傳受之者
人堅ク慎ム可申者也仍如件

弘治弐年
八月吉日　信豊

右之一巻武田流兵法一人之伝
授書家秘蔵有之今相渡畢但制之
有実子相之者ニ有之也仍如件

武成

景充

久代藤兵衛

糟屋左近

海野仁左衛門

右之通相違無御座候

有寅子拾壱月十有四日

糟屋左近

武成

海野左衛門

景充

久代藤兵衛

信秀

山村重兵衛

喜時

山村重鈴

奉射矢礼書